

令和3年度決算に基づく健全化判断比率等について

1 健全化判断比率

「健全化判断比率」は、令和2年度決算と同様に**すべての指標が早期健全化基準を下回っています。**

指 標	令和3年度 決算	令和2年度 決算	早期健全 化基準	財政再生 基準
① 実質赤字比率 ・一般会計等に生じている赤字の大きさを、 財政規模に対する割合で表したもの	— (赤字なし)	— (赤字なし)	3.75%	5%
② 連結実質赤字比率 ・公営企業を含む、全会計に生じている赤字の大 きさを、財政規模に対する割合で表したもの	— (赤字なし)	— (赤字なし)	8.75%	15%
③ 実質公債費比率 ・県の借入金の返済額の大きさを、県の財政規 模に対する割合で表したもの	9.4%	10.0%	25%	35%
④ 将来負担比率 ・県の借入金など現在抱えている負債の大きさ を、県の財政規模に対する割合で表したもの	146.2%	166.6%	400%	—

2 公営企業の資金不足比率

令和2年度決算と同様に、各公営企業会計において**資金不足を生じなかったため、
比率が算定される会計はありません。**

会 計 名	令和3年度決算	令和2年度決算
群馬県流域下水道事業会計	—	—
群馬県電気事業会計	—	—
群馬県工業用水道事業会計	—	—
群馬県水道事業会計	—	—
群馬県団地造成事業会計	—	—
群馬県施設管理事業会計	—	—
群馬県病院事業会計	—	—

(参考) 財政健全化法の概要

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年6月公布)において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断する財政指標として、一般会計等では「健全化判断比率」(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)、公営企業会計では「資金不足比率」が設けられています。
- 健全化判断比率においては、いずれかの比率が早期健全化基準以上になると財政健全化計画、財政再生基準以上になると財政再生計画の策定が義務付けられます。各公営企業会計の資金不足比率においても、経営健全化基準(20%)以上になると経営健全化計画の策定が義務付けられます。

各指標の算定結果

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

－（赤字なし）

実質赤字比率は、一般会計等に生じている赤字の大きさを、県の財政規模に対する割合で表したものです。

本県では、一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当ありません。

(算式)

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

※標準財政規模 … 標準的に収入が見込まれる税金や地方交付税などの一般財源の規模を示すものです。

(単位:億円。表示単位未満は四捨五入)

区 分	収支	
①一般会計	219	
②特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付金	0
	農業改良資金	0
	県有模範林施設費	0
	小規模企業者等設備導入資金	0
	用地先行取得	5
	収入証紙	3
	林業改善資金	0
	公債管理	0
	中小企業振興資金	0
	新エネルギー	1
合計(①+②)	227億円	

標準財政規模 4,658億円

【参考値】 黒字 (4.87%) > 早期健全化基準 赤字 3.75%

(2) 連結実質赤字比率 — (赤字なし)

一般会計等、及び公営事業会計（国民健康保険特別会計及び公営企業会計）を含む県の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。

本県では、一般会計等の実質赤字、及び公営企業会計の実質赤字または資金不足は生じていないため、連結実質赤字比率は該当ありません。

(算式)

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額} + \text{公営事業会計の実質赤字額または資金不足額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(単位:億円。表示単位未満は四捨五入)

区 分	収 支		
①一般会計等	227		
②公営事業会計	国民健康保険特別会計	94	
	公営企業会計	流域下水道事業（県土整備部）	5
		電気事業	362
		工業用水道事業	20
		水道事業	144
		団地造成事業	184
		施設管理事業	7
		病院事業（病院局）	54
	公営企業会計 計	776	
公営事業会計 計	869		
合計(①+②)	1,097億円		

資金剰余(不足)額 = 流動資産 - 流動負債

企業局
717億円

【参考値】

黒字
(23.54%)

早期健全化基準

赤字
8.75%

標準財政規模 4,658億円

= >

(3) 実質公債費比率**9.4%**

実質公債費比率は、県の借入金（県債）の返済額（公債費）の大きさを、県の財政規模に対する割合で表したものです。

本県の実質公債費比率は、早期健全化基準(25%)及び財政再生基準(35%)を大きく下回っています。

(算式)

$$\frac{\text{県債の元利償還金等} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100 \text{ の } 3 \text{ か年平均}$$

(小数点以下第2位を切捨)

① 単年度比率の比較（令和2年度・令和3年度）

県債の元利償還金等が減少したものの、交付税に算入された元利償還金も減少しているため、分子は令和2年度と同水準でした。一方、分母となる標準財政規模が交付税の増等により増加したため、比率は前年度に比べ約0.4ポイント減少（改善）しました。

② 実質公債費比率（3カ年平均）の比較（平成30～令和2年度・令和元～令和3年度）

平成30年度と令和3年度の比較で、約1.6ポイント減少（改善）したため、3カ年平均は前年度に比べて0.6ポイント減少（改善）しました。

(単位:億円。表示単位未満は四捨五入)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①県債の元利償還金等	1,070	1,032	1,013	1,001
うち元利償還金	879	846	811	788
うち満期一括償還県債の償還準備積立	146	159	171	183
うち債務負担行為に基づく支出等	45	27	31	31
②交付税に算入された元利償還金等	646	650	629	619
③元利償還金等の財源に充てられた特定財源	20	19	18	11
分子④=①-(②+③)	404億円	363億円	367億円	371億円

⑤標準財政規模	4,383	4,406	4,440	4,658
⑥交付税に算入された元利償還金等(再掲)	646	650	629	619
分母⑦=⑤-⑥	3,737億円	3,756億円	3,812億円	4,039億円

単年度比率 ④/⑦	10.81861	9.66515	9.62127	9.19477 ※R3-R2 (▲0.42650) ※R3-H30 (▲1.62384)
-----------	----------	---------	---------	--

令和2年度決算の比率 (平成30～令和2年度の3か年平均)	10.0
令和3年度決算の比率 (令和元年度～令和3年度の3か年平均)	9.4(▲0.6)

令和3年度決算に基づく実質公債費比率

9.4%

早期健全化基準

25.0%

<

(4) 将来負担比率**146.2%**

県の借入金（県債）など現在抱えている負債の大きさを、県の財政規模に対する割合で表したものです。

本県の将来負担比率は、早期健全化基準(400%)を大きく下回っています。

(算式)

$$\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100$$

【前年度との比較】

- 県債残高は増加したものの、県債の償還金に充当可能な基金残高の増加等により、分子は446億円減少しました。
- 一方で、標準財政規模が交付税の増等により増加したため、分母は228億円増加しました。
- この結果、将来負担比率は前年度に比べて20.4ポイント減少（改善）しました。

(単位：億円。表示単位未満は四捨五入)

区 分	令和2年度	令和3年度	差引
A 将来負担額	15,811	15,855	43
①県債現在高(※)	13,754	13,907	153
②債務負担行為に基づく支出予定額	11	10	▲ 2
③公営企業会計等への負担見込	192	204	12
④退職手当の支給予定額	1,845	1,726	▲ 119
⑤公社等の負債等に係る負担見込額	9	8	▲ 1
B 充当可能基金	859	1,267	408
①財政調整基金・減債基金(②を除く)	184	506	322
②満期一括償還県債の償還準備積立分	670	753	83
③その他	6	8	3
C 充当可能特定財源	113	109	▲ 4
D 交付税算入見込額	8,485	8,570	85
分子 A-(B+C+D)	6,354億円	5,908億円	▲446億円

E 標準財政規模	4,440	4,658	218
F 交付税に算入された元利償還金等	629	619	▲ 10
分母 E-F	3,812億円	4,039億円	228億円

将来負担比率(分子/分母)(%)	166.6	146.2	▲ 20.4
-------------------------	--------------	--------------	---------------

※ 満期一括償還県債の償還準備積立分を、県債残高から控除していない。

令和3年度決算に基づく将来負担比率

146.2%

早期健全化基準

< 400.0%

2 資金不足比率	該当なし
-----------------	-------------

電気事業や病院事業等の公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

本県では、令和2年度決算と同様に、各公営企業会計において資金不足を生じなかったため、比率の算定される会計はありません。

参考値として資金剰余額で比率を算定すると、下表のとおりです。

(算式)

$$\frac{\text{流動資産(現金など)} - \text{流動負債(未払金など)}}{\text{事業の規模(営業収益)}} \times 100$$

【(例) 電気事業会計の場合】

$$\frac{\text{流動資産 } 373 \text{ 億円} - \text{流動負債 } 11 \text{ 億円}}{\text{営業収益 } 86 \text{ 億円}} \times 100 = +421.1\%$$

(注) 金額は、表示単位未満を四捨五入しているため、端数において計算結果と一致しません。

○各公営企業の資金剰余(不足)比率

	会計名	令和3年度 資金剰余(不足)額 (億円)	令和3年度 事業の規模 (億円)	資金剰余(不足)比 率 (%)	経営健全化基準(20%)に 相当する資金不足額 (億円)
1	流域下水道事業会計	+5	35	(+14.1)	▲ 7
2	電気事業会計	+362	86	(+421.1)	▲ 17
3	工業用水道事業会計	+20	16	(+126.2)	▲ 3
4	水道事業会計	+144	45	(+321.6)	▲ 9
5	団地造成事業会計	+184	305	(+60.5)	▲ 61
6	施設管理事業会計	+7	15	(+45.8)	▲ 3
7	病院事業会計	+54	242	(+22.2)	▲ 48

※各会計の資金剰余額は、連結実質赤字比率の各会計の黒字額と同額となります。